

京都市環境共生センター規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第109号

京都市環境共生センター規則の一部を改正する規則

京都市環境共生センター規則の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削る。

第3条第2項中「担当課長補佐及び」を削る。

第4条中「担当課長補佐又は」を削る。

第5条に次の1号を加える。

(9) 生物多様性の保全及び持続的な利用に係る相談及び調整に関すること。

第6条中「担当課長補佐及び」を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)